

令和4年度
灘区「地域力を高める」手づくりの活動・事業補助金
募集要項
(2次募集)

対象活動：「灘区まちづくり方針」実現のための活動
対象期間：令和4年4月1日（金）～令和5年3月15日（水）

申請受付：令和4年8月1日（月）～令和4年8月22日（月）



灘 区 役 所

灘区「地域力を高める」手づくりの活動・事業補助金 令和4年度募集要項（2次募集）

目 的

灘区内で行なわれる地域の身近な課題に関する手づくりの活動・事業の初期段階に補助を行うことにより、地域の自主性を育て、地域力を高めることを目的とする。

対 象 団 体

灘区を活動基盤とする地域団体、または学生ボランティア等による非営利の活動団体で、企画した活動を、終了まで責任を持って遂行できる団体（NPO法人・大学サークルを含む）。

※営利を追求することを主目的とするものは対象外です。

対 象 活 動

上記の団体が下記のテーマに応じて行う、主に灘区民を対象とした地域の身近な課題に関する手づくりの活動・事業で、その初期段階（概ね3ヵ年以内）にかかるもの。

※ただし、新しい取り組みを優先します

※初動期活動を対象としますので、実施段階や、すでに当補助を受けた活動と同一内容と判断される場合等は、対象とならないことがあります

<テーマ（対象となる活動）>

○「灘区まちづくり方針※」実現のための活動

※詳細は灘区役所まちづくり課で配布しているチラシをご覧ください

- 例) ① つながり：ふれあいで人と人がつながるまちづくり
② あんしん：安全・安心に暮らせるまちづくり
③ 思いやり：生活マナーを守る気持ちよく暮らせるまちづくり
④ はぐくみ：子ども達を健やかにはぐくむまちづくり
⑤ やさしさ：誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり
⑥ やすらぎ：豊かな自然と歴史・文化を生かしたまちづくり
⑦ にぎわい：にぎわいと活力のあるまちづくり

○これまでの活動例（令和3年度）

- ・「六甲山ササ刈り隊」で盛り立てよう！六甲山を活用する会
- ・「ローイングマシン体験・ボート体験乗艇会」HAT神戸ボートコース設立実行委員会
- ・「みんなの畑づくり」社会福祉法人 木の芽福祉会
- ・「六甲歴史散歩会」六甲歴史散歩会
- ・「水車新田にホテルを復活させる事業」水車新田にホテルを復活させる会
- ・「灘中央市場コミュニティ農園 [いちばたけ] 事業」チームカルタス
- ・「いのちを守る 防災絵本製作事業」minbou

＜対象とならない活動＞

- (1) 市民と市民または市民と市の相互理解と信頼が得られない活動
(補助金により地域の紛争が予想される活動等)
- (2) 申請に関する活動が、初期段階の活動と認められない継続的活動
(既存事業の拡充は継続的活動とみなし、新たな活動とは認められない)
- (3) 神戸市（区役所を含む）または神戸市の外郭団体による他の支援制度により実現できる活動
- (4) 神戸市の基本計画、事業計画に反している活動
- (5) 宗教的活動、政治的活動
- (6) 営利を主目的とした活動
- (7) 法令に違反した活動
- (8) その他補助にふさわしくない活動（公序良俗に反する活動・地域での自立した活動が見込まれない活動・参加者が特定の個人や団体の構成員のみに限られており、公益性の低い活動

対象活動の実施期間 ※補助対象期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月15日（水）

補助金額

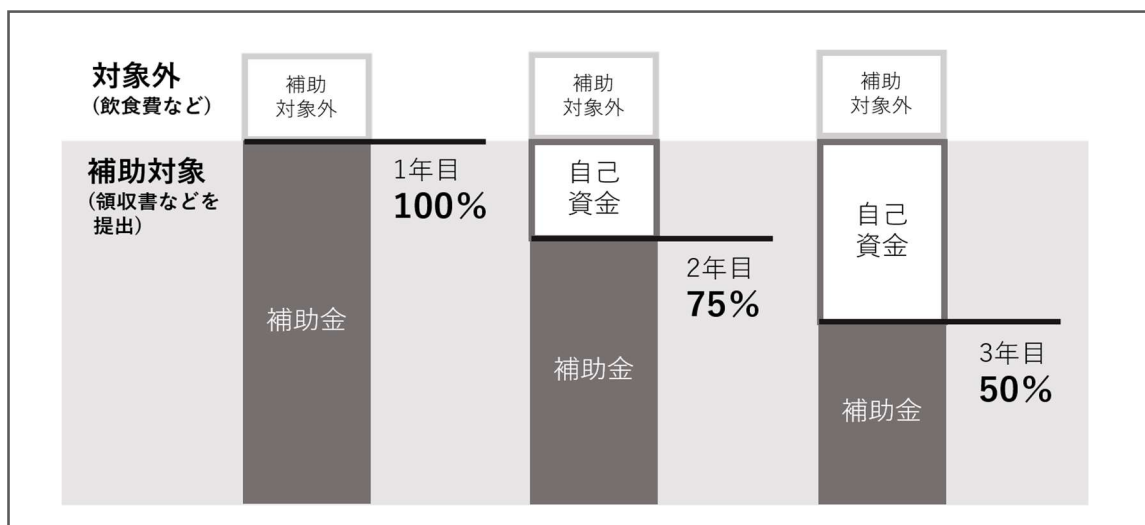
初期段階の活動内容に対し3年間、予算の範囲内で補助を行います。

＜補助率＞

- 1年目 補助対象経費の 100%
- 2年目 補助対象経費の 75%
- 3年目 補助対象経費の 50%

＜限度額＞

上記補助率の範囲内で30万円を限度とします。
なお、2年目以降の補助も審査のうえ決定します。



補 助 対 象 経 費

- (1) 謝金 講師やアドバイザー等への謝金
(1人につき1回あたり1万円を上限。内部スタッフ講師への報酬は対象外です)
- (2) 旅費 講師やボランティア等の交通費
- (3) 需用費 印刷、発送、記録や消耗品等に要する費用(備品※1、高価な物品は対象外です)
(事業実施後に購入した需要品等は経費対象外となります。※2)
- (4) 役務費 保険料、会場設営費等の人手を要する費用
- (5) 委託料 調査等の委託料(活動の大半を占める委託は除きます)
- (6) 使用料 会場使用料、活動に必要とされる機器・機材の借上料
(内部スタッフへの支払いは対象外です)

※1 備品とは「活動終了後も手元に残るようなもの、かつ、高額な品物(概ね2万円以上)」を指します。

※2 例: イベントや講演会を開催する場合

イベント・講演会の開催が8月1日であるならば、理由が無い限り、8月2日以降に需要品等の購入はできません。
(来年度用の需要品は対象外です)

<対象とならない経費>

- (1) 対象期間外の活動に関する経費
(令和4年3月31日以前または令和5年3月16日以後の活動に関する経費)
- (2) 飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかる経費
ただし、料理教室等の活動での食材費で活動に必要であると認められたものについては、補助対象として認めることができます。
- (3) 用途が不明な経費(領収書がない経費、ガソリン代など用途が特定できない経費)
- (4) 団体を運営するための経費(会員への会報、電話代、団体の総会にかかる経費など)
- (5) その他、区長が適当と認めないもの

申 請 受 付

- (1) 受付期間 令和4年8月1日(月)～令和4年8月22日(月)【必着】
- (2) 提出方法 下記①～④のいずれか

新規で当補助を申請されたい方は事前に電話予約の上、まちづくり課へ来庁してご相談ください

①WEB: 下記の市ホームページよりデータ(Excel)で提出

ホーム > 区役所 > 灘区 > 計画・取り組み > 「地域力を高める」手づくりの活動・事業補助金
<https://www.city.kobe.lg.jp/c63604/kuyakusho/nadaku/kekaku/tezukurijyosei/index.html>

②メール: 下記のアドレスへデータ(ExcelまたはWord)で提出

Eメール: nada_jigyuu@office.city.kobe.lg.jp

③郵送: 〒657-8570(住所不要)区まちづくり課「手づくりの活動・事業補助金」係

④持参: 神戸市灘区役所4階まちづくり課(神戸市灘区桜口町4丁目2番1号)

(土・日曜・祝日を除く、午前9時～12時・午後1時～5時)

- (3) 問合せ先 電話: 078-843-7001(内線223)

Eメール: nada_jigyuu@office.city.kobe.lg.jp

※WEB・Eメール・郵送にてお申し込みの方は、後日電話で内容を確認させていただく場合がありますので、お電話番号を必ずご記載ください。

補助の決定方法

- (1) 申請書類による要件審査<第1次審査：9月上旬結果通知予定>
申請団体・活動内容が、補助金要綱の要件に該当するかどうかを申請書類により審査します。
この審査で不採択となった団体には、理由を付して不採択の通知をします。
- (2) 公開企画提案会の開催、採否・補助予定額決定<第2次審査>
公開企画提案会では、申請団体に活動内容を説明していただきます。(9月13日(火)午後2時から開催予定)
その提案を受け、企画審査委員会が、以下の項目について総合的に検討します。その後、灘区長が、企画審査委員会の意見を尊重し、採否・補助予定額を決定します。
この審査を経て、企画が採択となった団体には補助金交付予定額通知書(様式第6号)により通知します。
また、この審査で不採択となった団体には、補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知します。

※公開企画提案会の詳細については、第1次審査を通過した団体に別途通知しますので、必ず出席してください。欠席の場合は審査対象から除外し、不採択とします。

※申込金額の総額が予算額を超えた場合、採点結果が同等でも、これまでの交付回数少ない団体からの申込事業を優先させることがあります。

※会場の都合上非公開にする場合があります。

検討項目	検討内容
①公益性	・地域課題を解決する、または地域の自主性を育て、地域力を高める目的の活動であるか ・公益性が高い活動であるか
	・地域による手づくりの活動、または広く地域住民の参画・参加を図る活動であるか
②計画性	・活動計画の内容は実現性があるか ・補助対象経費の積算は無駄のない妥当なものか
③効果	・補助金に対して、妥当な活動効果が得られるか ・補助により実現可能になる等、補助効果が高いか
④発展性	・活動が単発ではなく、将来とも長期的に継続される活動か ・(2年目以降の活動について)前年度の活動をふまえ、さらに発展的な活動となっているか
	・妥当な自己負担、受益者負担が考慮されている等、資金面での自立性の向上が見込めるか

事業の実施

- (1) 団体は、補助事業にかかわる支払い等を記録した帳簿(出納簿や領収書、レシート等)を保管してください(出納簿や領収書等は実績報告時に原本を提出していただきます)。
- (2) 補助金が事業計画や交付の条件に従って適切に活用されるよう、団体に対して確認や助言をさせていただきます。
- (3) チラシやポスター等の広報物に下記、定型文を記載してください。
『この事業は、灘区「地域力を高める」手づくりの活動・事業補助金を活用して実施しています』
- (4) 灘区役所の後援が必要な場合は、別途「後援名義の使用申請」が必要ですのでご相談ください。

- (5) 参加者募集等について掲載を希望される場合は、下記の期間までを目安にご相談ください。
- ・広報なだ（広報紙灘区版）：実施の3ヶ月前まで
 - ・灘区 facebook：実施の1か月前まで

事業計画の変更

- (1) 補助金の交付決定後に、活動の計画や補助金に関わる支出費目を変更する必要がある場合は 必ず変更する前にご相談ください。また、支出しようとしている経費が補助対象となるか不明な場合も、予めご相談ください。
※事前協議がない場合は、補助対象経費とならない場合があります
- (2) 相談後、変更の手続きをする場合は、計画変更申請書（様式第7号）をご提出ください。
- (3) 変更（補助金額の変更を含む）を認めるかどうかを決定した後、計画変更承認通知書（様式第8号）により通知します。
このとき、補助金の額を変更する必要がある場合は、当初の交付決定額の範囲内で変更します。
変更の内容によっては、補助対象とならない場合がありますので、ご了承ください。

補助金の交付

- (1) 補助金の交付は原則、活動終了後の交付となります。
- (2) 活動終了後、活動・事業報告書（様式第9号）等を提出していただき、その内容を審査し、補助金交付額確定通知書（様式第11号）により確定した補助金額を通知し、その後補助金を交付（口座振込）します。

提出書類一覧

<申請のとき>

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号） ※押印は不要
- (2) 団体概要（様式第2号）
- (3) 活動企画書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) 申請団体の規約、会員名簿等

<活動計画変更・中止のとき>

- (1) 計画変更申請書（様式第7号） ※押印は不要
- (2) 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第12号）

<活動報告のとき> 報告書提出期限：令和5年3月17日（金）

- (1) 活動・事業報告書（様式第9号） ※押印は不要
- (2) 収支決算報告書（様式第10号）
- (3) 領収書（または請求書と振込書）原本（お申し出により、原本は支払い完了後に返却します）
- (4) 記録写真・パンフレット・チラシ等
- (5) 振込先口座変更届（様式第16号）
※補助金交付申請書（様式第1号）から振込先口座を変更する場合

注 意 事 項

- (1) 神戸市又は神戸市の外郭団体からの委託・補助等を受けている活動は、当補助では対象外となり申請できません。
- (2) 虚偽の申請があった場合等には、補助金交付を取り消す場合があります。
- (3) 補助を受けた団体は、補助に係る活動の活動報告書を、補助を受けた年度の翌々年度の末日までの間、団体の事務所に備え置いてください。団体の構成員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させてください。
- (4) 提出された各種申請書については、個人情報保護の対象となる部分を除き、公開される場合がありますので、あらかじめご了解願います。
- (5) 採択された活動については、灘区のホームページや広報物により、活動を紹介する場合がありますので、取材等にご協力ください。
- (6) 過去に当補助を申請し、採択されたことがある団体についても、これまでの活動と全く異なる地域活動の企画であれば申請が可能です。
※ただし、補助期間終了の翌年度については、前補助対象活動を自主的に継続いただきたいため、お断りさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

補助制度全体の流れ

